

## 令和7年度 「有田みかんのある絵」募集要領

### 1. 目的

私たちの住む有田地域の主要産業であるみかん産業が令和3年2月に「みかん栽培の基礎を築いた有田みかんシステム」として日本農業遺産に認定されました。これを契機に、有田郡市内の小学生から「有田みかんのある絵」を募集し、地域産業への理解の促進とみかん栽培への誇りと愛着を醸成するとともに地域住民への周知を図ります。

### 2. 主催

有田みかん地域農業遺産推進協議会

### 3. 応募資格

有田郡市内に在住または通学する小学生

### 4. 応募

#### (1) 応募方法

個人または学校単位（学年、クラス単位でも可）で応募してください。

個人で応募する場合は、応募用紙（個人用）を作品に添えて下記の応募先まで提出してください。

学校単位で応募する場合は応募用紙（学校単位用）を **令和7年11月28日（金）**までに、下記の応募先まで提出してください。

#### (2) 作品の提出

応募票を作品の下部中央に必ず貼り付け、**令和8年1月15日（木）**までに下記の応募先まで提出してください。

#### (3) 問い合わせ先及び応募先

有田振興局農業水産振興課

〒643-0004 湯浅町湯浅 2355-1

TEL:0737-64-1273、FAX : 0737-64-1274、MAIL : arida@mikan.gr.jp

または 和歌山県農業協同組合ありだ地域本部営農販売部（応募のみ対応）

〒643-0032 有田川町天満 47-1、TEL:0737-53-2323

#### (4) 応募区分

作品は1, 2年生の部、3, 4年生の部、5, 6年生の部に区分し審査します。

## 5. 作成要領

### (1) 作成時期

令和7年度に作成されたものに限ります。

### (2) 内容

原画中に有田みかんが描かれているものが対象です。

原画のタイトルを応募票に記入してください。

- [例] ①私の家のみかん山 ②有田みかんと家族の交流  
③お父さんのみかん畑で収穫作業 ④有田みかんと私 など

### (3) 用紙

たて36~40cm、よこ51~55cm以内(4つ切り382mm×542mm)

※規格外の原画については、審査の対象とならないので注意してください。

### (4) 色彩

自由(クレヨン、パステル、コラージュ、水彩、貼り絵等いずれでも可。)

ただし、パソコンでの作品は不可です。

### (5) 応募作品はオリジナルのものに限ります。

### (6) 応募作品の下部中央に応募票を貼り付けてください。

## 6. 審査及び審査結果発表並びに表彰

### (1) 審査

審査は、有田みかん地域農業推進協議会関係者等で実施します。

### (2) 審査の結果発表

入賞作品については、令和8年2月中に連絡します。

### (3) 表彰

ア 入賞 入賞者には、賞状及び記念品を贈呈します。

イ 賞の種類 ①最優秀賞 各部1点 ②優秀賞 各部2点

ウ 参加賞を用意します。

## 7. 作品の展示

応募作品は、令和7年度中に展示を行う予定です(場所未定)。ただし、応募点数が多数となった場合は展示作品を限定する場合があります。

## 8. その他

### (1) 入賞作品以外の応募作品は原則返却します。

### (2) 入賞作品は当協議会啓発活動(例:ポスター)等に利用することがあります。